

監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準委員会報告書 540	監査基準委員会報告書 540
会計上の見積りの監査	会計上の見積りの監査
2011年 12月 22日	2011年 12月 22日
改正 2015年 5月 29日	改正 2015年 5月 29日
改正 2021年 1月 14日	改正 2021年 1月 14日
改正 2021年 6月 8日	改正 2021年 6月 8日
改正 2021年 8月 19日	改正 2021年 8月 19日
<u>最終改正</u> 2022年 6月 16日	<u>最終改正</u> 2021年 8月 19日
日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 77号)	日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 77号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 (省 略)
《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略)	《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略)
《(3) 専門的技能又は知識》(第 14 項参照)	《(3) 専門的技能又は知識》(第 14 項参照)
A61. 監査チームに専門的技能又は知識が必要かどうかに関する監査人の決定に影響を与えることがある事項には、例えば、以下の事項がある。(監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 25 項及び第 26 項及び同 300「監査計画」第 7 項(5)参照)	A61. 監査チームに専門的技能又は知識が必要かどうかに関する監査人の決定に影響を与えることがある事項には、例えば、以下の事項がある。(監基報 220 第 14 項、及び同 300 第 7 項(5)参照)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業又は産業における会計上の見積りの性質 (例えば、鉱物資産、農業資産、複雑な金融商品、保険契約負債など) ・ 見積りの不確実性の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業又は産業における会計上の見積りの性質 (例えば、鉱物資産、農業資産、複雑な金融商品、保険契約負債など) ・ 見積りの不確実性の程度

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用された見積手法又はモデルの複雑性 ・ 適用される財務報告の枠組みにおける、会計上の見積りに関連する要求事項の複雑性(異なる解釈若しくは実務慣行の存在が知られている領域があるかどうか、又は会計上の見積りの作成方法に一貫性がない領域が存在するかどうかを含む。) ・ 評価した重要な虚偽表示リスクに対応して監査人が立案した手続 ・ 適用される財務報告の枠組みが規定していない事項について判断する必要性 ・ データと仮定の選択に必要な判断の程度 ・ 企業が会計上の見積りの作成において利用している I T の複雑性と利用範囲 専門的技能及び知識を有する者の関与の内容、時期及び範囲は監査期間を通じて様々である。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>・ <u>本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用された見積手法又はモデルの複雑性 ・ 適用される財務報告の枠組みにおける、会計上の見積りに関連する要求事項の複雑性(異なる解釈若しくは実務慣行の存在が知られている領域があるかどうか、又は会計上の見積りの作成方法に一貫性がない領域が存在するかどうかを含む。) ・ 評価した重要な虚偽表示リスクに対応して監査人が立案した手続 ・ 適用される財務報告の枠組みが規定していない事項について判断する必要性 ・ データと仮定の選択に必要な判断の程度 ・ 企業が会計上の見積りの作成において利用している I T の複雑性と利用範囲 専門的技能及び知識を有する者の関与の内容、時期及び範囲は監査期間を通じて様々である。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上